

渡名喜診療所及び医師住宅外壁等修繕

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

図面番号	図面名称	縮 尺	図面番号	図面名称	縮 尺
		A - 3			A - 3
A-00	表 紙	—	A-08	診療所南北立面図	A - 3 1/100
A-01	目 次	—	A-09	診療所東西立面図	A - 3 1/100
A-02	特記仕様書①	—	A-10	診療所仮設図	A - 3 1/100
A-03	特記仕様書②	—	A-11	医師住宅1階平面図	A - 3 1/100
A-04	特記仕様書③	—	A-12	医師住宅2階平面図・屋根伏図	A - 3 1/100
A-05	特記仕様書④	—	A-13	医師住宅立面図	A - 3 1/100
A-06	診療所平面図	A - 3 1/100	A-14	医師住宅仮設図	A - 3 1/100
A-07	診療所屋根伏図	A - 3 1/100			

建築改修工事特記仕様書〔建築工事編〕 沖縄県土木建築部		令和7年7月改訂版	
1 工事概要 (1)工 事 名： 渡名喜診療所及び医師住宅外壁等修繕 (2)工事場所： 島尻郡渡名喜村1916-1番地 ・ 1913-1番地 (地域地区等：) (3)敷地面積： 367.5㎡ ・ 159.869㎡ (4)工事種目： 修繕 ア 建築物		① 一般共通事項	① 適用基準等 <

1

一般共通事項（続き）

14

発生材の処理等
(1.3.12)〈続き〉

15

主任技術者・監理技術者

16

主任技術者等の資格

17

主任技術者又は監理技術者の兼務

18

ゆいくる材について

(7)

建設発生土の処分は次による。
※構外搬出適切処理
搬出先名称()
搬出先所在地()
運搬距離(km)
搬出先基準(条件)()
・構内堆積
・構内敷きならし

(1)

工事請負代金額が4,500万以上(建築一式工事の場合9,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。
ア 現場施工に着手するまでの期間
【現場施工に着手する日が確定している場合】
請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。
【現場施工に着手する日が確定していない場合】
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
イ 検査終了後の期間
工事完了後、検査が修了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。
(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について
ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入れ執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。
イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。
(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者等の資格は、以下による。
① 1級建築士、又は1級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの
・ 1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、又は2級建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの
ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。
イ 配置予定技術者にあつては、入札開始日前に3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。
(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。
※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。
・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認めない。
(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以内とする。
【・火災保険①・建設工事保険・組立保険①・請負業者賠償責任保険】
(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。
(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。
ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。
イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。
ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。
エ 工事完了後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

(1)

本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材を率先して使用する。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用することが出来ない場合は、材の新材を使用すること。

(18)

ゆいくる材について〈続き〉

19

石綿含有建材の事前調査
(1.5.1)

20

施工数量調査
(1.6.2)

21

技能士(1.7.2)

22

化学物質の濃度測定(1.7.9)

23

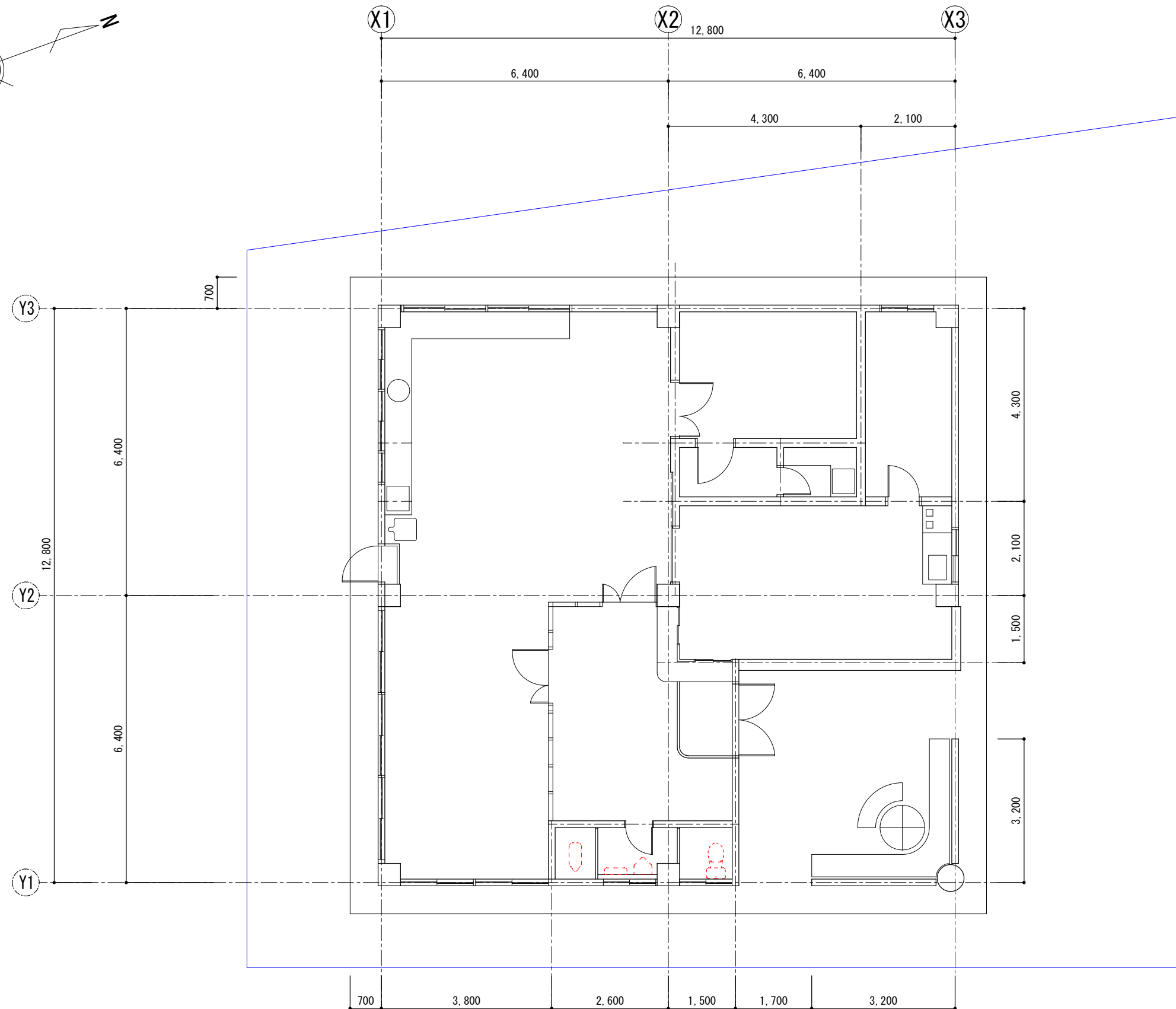
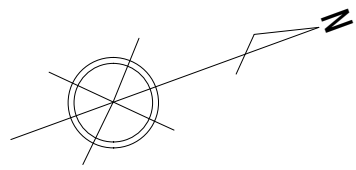
完成時の提出図書
(1.9.1)(1.9.2)(1.9.3)

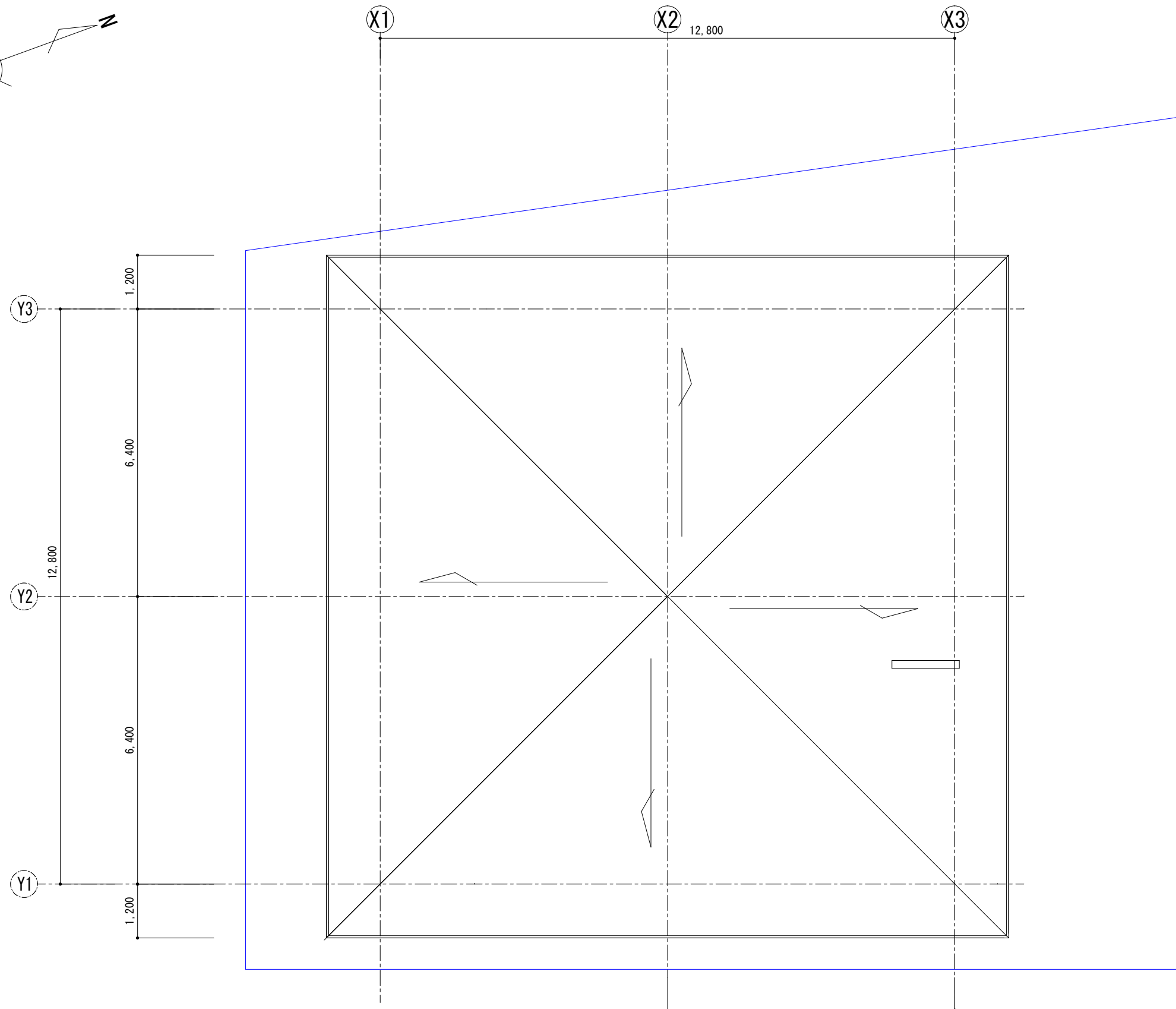
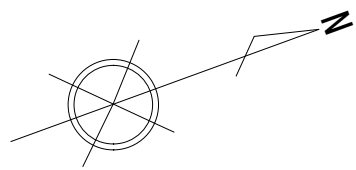
(2)

ゆいくる材の品質管理
ア ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。
イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。
ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及び現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。
エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が修了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。

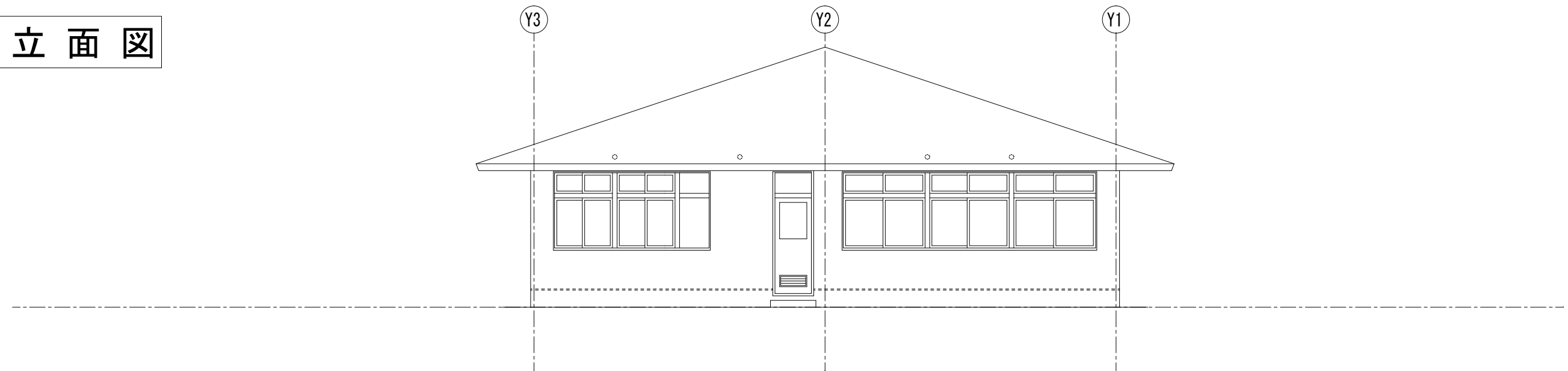
(1)

石綿含有建材の事前調査
調査の範囲【①・施工範囲と同一 ・ ②・ ③・ ④・ ⑤・ ⑥・ ⑦・ ⑧・ ⑨・ ⑩・ ⑪・ ⑫・ ⑬・ ⑭・ ⑮・ ⑯・ ⑰・ ⑱・ ⑲・ ⑳・ ㉑・ ㉒・ ㉓・ ㉔・ ㉕・ ㉖・ ㉗・ ㉘・ ㉙・ ㉚・ ㉛・ ㉜・ ㉝・ ㉞・ ㉟・ ㊱・ ㊲・ ㊳・ ㊴・ ㊵・ ㊶・ ㊷・ ㊸・ ㊹・ ㊺・ ㊻・ ㊼・ ㊽・ ㊾・ ㊿・ ㏀・ ㏁・ ㏂・ ㏃・ ㏄・ ㏅・ ㏆・ ㏇・ ㏈・ ㏉・ ㏊・ ㏋・ ㏌・ ㏍・ ㏎・ ㏏・ ㏐・ ㏑・ ㏒・ ㏓・ ㏔・ ㏕・ ㏖・ ㏗・ ㏘・ ㏙・ ㏚・ ㏛・ ㏜・ ㏝・ ㏞・ ㏟・ ㏠・ ㏡・ ㏢・ ㏣・ ㏤・ ㏥・ ㏦・ ㏧・ ㏨・ ㏩・ ㏪・ ㏫・ ㏬・ ㏭・ ㏮・ ㏯・ ㏰・ ㏱・ ㏲・ ㏳・ ㏴・ ㏵・ ㏶・ ㏷・ ㏸・ ㏹・ ㏺・ ㏻・ ㏼・ ㏽・ ㏾・ ㏿・ 㐀・ 㐁・ 㐂・ 㐃・ 㐄・ 㐅・ 㐆・ 㐇・ 㐈・ 㐉・ 㐊・ 㐋・ 㐌・ 㐍・ 㐎・ 㐏・ 㐐・ 㐑・ 㐒・ 㐓・ 㐔・ 㐕・ 㐖・ 㐗・ 㐘・ 㐙・ 㐚・ 㐛・ 㐜・ 㐝・ 㐞・ 㐟・ 㐠・ 㐡・ 㐢・ 㐣・ 㐤・ 㐥・ 㐦・ 㐧・ 㐨・ 㐩・ 㐪・ 㐫・ 㐬・ 㐭・ 㐮・ 㐯・ 㐰・ 㐱・ 㐲・ 㐳・ 㐴・ 㐵・ 㐶・ 㐷・ 㐸・ 㐹・ 㐺・ 㐻・ 㐼・ 㐽・ 㐾・ 㐿・ 㑀・ 㑁・ 㑂・ 㑃・ 㑄・ 㑅・ 㑆・ 㑇・ 㑈・ 㑉・ 㑊・ 㑋・ 㑌・ 㑍・ 㑎・ 㑏・ 㑐・ 㑑・ 㑒・ 㑓・ 㑔・ 㑕・ 㑖・ 㑗・ 㑘・ 㑙・ 㑚・ 㑛・ 㑜・ 㑝・ 㑞・ 㑟・ 㑠・ 㑡・ 㑢・ 㑣・ 㑤・ 㑥・ 㑦・ 㑧・ 㑨・ 㑩・ 㑪・ 㑫・ 㑬・ 㑭・ 㑮・ 㑯・ 㑰・ 㑱・ 㑲・ 㑳・ 㑴・ 㑵・ 㑶・ 㑷・ 㑸・ 㑹・ 㑺・ 㑻・ 㑼・ 㑽・ 㑾・ 㑿・ 㒀・ 㒁・ 㒂・ 㒃・ 㒄・ 㒅・ 㒆・ 㒇・ 㒈・ 㒉・ 㒊・ 㒋・ 㒌・ 㒍・ 㒎・ 㒏・ 㒐・ 㒑・ 㒒・ 㒓・ 㒔・ 㒕・ 㒖・ 㒗・ 㒘・ 㒙・ 㒚・ 㒛・ 㒜・ 㒝・ 㒞・ 㒟・ 㒠・ 㒡・ 㒢・ 㒣・ 㒤・ 㒥・ 㒦・ 㒧・ 㒨・ 㒩・ 㒪・ 㒫・ 㒬・ 㒭・ 㒮・ 㒯・ 㒰・ 㒱・ 㒲・ 㒳・ 㒴・ 㒵・ 㒶・ 㒷・ 㒸・ 㒹・ 㒺・ 㒻・ 㒼・ 㒽・ 㒾・ 㒿・ 㓀・ 㓁・ 㓂・ 㓃・ 㓄・ 㓅・ 㓆・ 㓇・ 㓈・ 㓉・ 㓊・ 㓋・ 㓌・ 㓍・ 㓎・ 㓏・ 㓐・ 㓑・ 㓒・ 㓓・ 㓔・ 㓕・ 㓖・ 㓗・ 㓘・ 㓙・ 㓚・ 㓛・ 㓜・ 㓝・ 㓞・ 㓟・ 㓠・ 㓡・ 㓢・ 㓣・ 㓤・ 㓥・ 㓦・ 㓧・ 㓨・ 㓩・ 㓪・ 㓫・ 㓬・ 㓭・ 㓮・ 㓯・ 㓰・ 㓱・ 㓲・ 㓳・ 㓴・ 㓵・ 㓶・ 㓷・ 㓸・ 㓹・ 㓺・ 㓻・ 㓼・ 㓽・ 㓾・ 㓿・ 㔀・ 㔁・ 㔂・ 㔃・ 㔄・ 㔅・ 㔆・ 㔇・ 㔈・ 㔉・ 㔊・ 㔋・ 㔌・ 㔍・ 㔎・ 㔏・ 㔐・ 㔑・ 㔒・ 㔓・ 㔔・ 㔕・ 㔖・ 㔗・ 㔘・ 㔙・ 㔚・ 㔛・ 㔜・ 㔝・ 㔞・ 㔟・ 㔠・ 㔡・ 㔢・ 㔣・ 㔤・ 㔥・ 㔦・ 㔧・ 㔨・ 㔩・ 㔪・ 㔫・ 㔬・ 㔭・ 㔮・ 㔯・ 㔰・ 㔱・ 㔲・ 㔳・ 㔴・ 㔵・ 㔶・ 㔷・ 㔸・ 㔹・ 㔺・ 㔻・ 㔼・ 㔽・ 㔾・ 㔿・ 㕀・ 㕁・ 㕂・ 㕃・ 㕄・ 㕅・ 㕆・ 㕇・ 㕈・ 㕉・ 㕊・ 㕋・ 㕌・ 㕍・ 㕎・ 㕏・ 㕐・ 㕑・ 㕒・ 㕓・ 㕔・ 㕕・ 㕖・ 㕗・ 㕘・ 㕙・ 㕚・ 㕛・ 㕜・ 㕝・ 㕞・ 㕟・ 㕠・ 㕡・ 㕢・ 㕣・ 㕤・ 㕥・ 㕦・ 㕧・ 㕨・ 㕩・ 㕪・ 㕫・ 㕬・ 㕭・ 㕮・ 㕯・ 㕰・ 㕱・ 㕲・ 㕳・ 㕴・ 㕵・ 㕶・ 㕷・ 㕸・ 㕹・ 㕺・ 㕻・ 㕼・ 㕽・ 㕾・ 㕿・ 㖀・ 㖁・ 㖂・ 㖃・ 㖄・ 㖅・ 㖆・ 㖇・ 㖈・ 㖉・ 㖊・ 㖋・ 㖌・ 㖍・ 㖎・ 㖏・ 㖐・ 㖑・ 㖒・ 㖓・ 㖔・ 㖕・ 㖖・ 㖗・ 㖘・ 㖙・ 㖚・ 㖛・ 㖜・ 㖝・ 㖞・ 㖟・ 㖠・ 㖡・ 㖢・ 㖣・ 㖤・ 㖥・ 㖦・ 㖧・ 㖨・ 㖩・ 㖪・ 㖫・ 㖬・ 㖭・ 㖮・ 㖯・ 㖰・ 㖱・ 㖲・ 㖳・ 㖴・ 㖵・ 㖶・ 㖷・ 㖸・ 㖹・ 㖺・ 㖻・ 㖼・ 㖽・ 㖾・ 㖿・ 㗀・ 㗁・ 㗂・ 㗃・ 㗄・ 㗅・ 㗆・ 㗇・ 㗈・ 㗉・ 㗊・ 㗋・ 㗌・ 㗍・ 㗎・ 㗏・ 㗐・ 㗑・ 㗒・ 㗓・ 㗔・ 㗕・ 㗖・ 㗗・ 㗘・ 㗙・ 㗚・ 㗛・ 㗜・ 㗝・ 㗞・ 㗟・ 㗠・ 㗡・ 㗢・ 㗣・ 㗤・ 㗥・ 㗦・ 㗧・ 㗨・ 㗩・ 㗪・ 㗫・ 㗬・ 㗭・ 㗮・ 㗯・ 㗰・ 㗱・ 㗲・ 㗳・ 㗴・ 㗵・ 㗶・ 㗷・ 㗸・ 㗹・ 㗺・ 㗻・ 㗼・ 㗽・ 㗾・ 㗿・ 㘀・ 㘁・ 㘂・ 㘃・ 㘄・ 㘅・ 㘆・ 㘇・ 㘈・ 㘉・ 㘊・ 㘋・ 㘌・ 㘍・ 㘎・ 㘏・ 㘐・ 㘑・ 㘒・ 㘓・ 㘔・ 㘕・ 㘖・ 㘗・ 㘘・ 㘙・ 㘚・ 㘛・ 㘜・ 㘝・ 㘞・ 㘟・ 㘠・ 㘡・ 㘢・ 㘣・ 㘤・ 㘥・ 㘦・ 㘧・ 㘨・ 㘩・ 㘪・ 㘫・ 㘬・ 㘭・ 㘮・ 㘯・ 㘰・ 㘱・ 㘲・ 㘳・ 㘴・ 㘵・ 㘶・ 㘷・ 㘸・ 㘹・ 㘺・ 㘻・ 㘼・ 㘽・ 㘾・ 㘿・ 㙀・ 㙁・ 㙂・ 㙃・ 㙄・ 㙅・ 㙆・ 㙇・ 㙈・ 㙉・ 㙊・ 㙋・ 㙌・ 㙍・ 㙎・ 㙏・ 㙐・ 㙑・ 㙒・ 㙓・ 㙔・ 㙕・ 㙖・ 㙗・ 㙘・ 㙙・ 㙚・ 㙛・ 㙜・ 㙝・ 㙞・ 㙟・ 㙠・ 㙡・ 㙢・ 㙣・ 㙤・ 㙥・ 㙦・ 㙧・ 㙨・ 㙩・ 㙪・ 㙫・ 㙬・ 㙭・ 㙮・ 㙯・ 㙰・ 㙱・ 㙲・ 㙳・ 㙴・ 㙵・ 㙶・ 㙷・ 㙸・ 㙹・ 㙺・ 㙻・ 㙼・ 㙽・ 㙾・ 㙿・ 㚀・ 㚁・ 㚂・ 㚃・ 㚄・ 㚅・ 㚆・ 㚇・ 㚈・ 㚉・ 㚊・ 㚋・ 㚌・ 㚍・ 㚎・ 㚏・ 㚐・ 㚑・ 㚒・ 㚓・ 㚔・ 㚕・ 㚖・ 㚗・ 㚘・ 㚙・ 㚚・ 㚛・ 㚜・ 㚝・ 㚞・ 㚟・ 㚠・ 㚡・ 㚢・ 㚣・ 㚤・ 㚥・ 㚦・ 㚧・ 㚨・ 㚩・ 㚪・ 㚫・ 㚬・ 㚭・ 㚮・ 㚯・ 㚰・ 㚱・ 㚲・ 㚳・ 㚴・ 㚵・ 㚶・ 㚷・ 㚸・ 㚹・ 㚺・ 㚻・ 㚼・ 㚽・ 㚾・ 㚿・ 㜀・ 㜁・ 㜂・ 㜃・ 㜄・ 㜅・ 㜆・ 㜇・ 㜈・ 㜉・ 㜊・ 㜋・ 㜌・ 㜍・ 㜎・ 㜏・ 㜐・ 㜑・ 㜒・ 㜓・ 㜔・ 㜕・ 㜖・ 㜗・ 㜘・ 㜙・ 㜚・ 㜛・ 㜜・ 㜝・ 㜞・ 㜟・ 㜠・ 㜡・ 㜢・ 㜣・ 㜤・ 㜥・ 㜦・ 㜧・ 㜨・ 㜩・ 㜪・ 㜫・ 㜬・ 㜭・ 㜮・ 㜯・ 㜰・ 㜱・ 㜲・ 㜳・ 㜴・ 㜵・ 㜶・ 㜷・ 㜸・ 㜹・ 㜺・ 㜻・ 㜼・ 㜽・ 㜾・ 㜿・ 㝀・ 㝁・ 㝂・ 㝃・ 㝄・ 㝅・ 㝆・ 㝇・ 㝈・ 㝉・ 㝊・ 㝋・ 㝌・ 㝍・ 㝎・ 㝏・ 㝐・ 㝑・ 㝒・ 㝓・ 㝔・ 㝕・ 㝖・ 㝗・ 㝘・ 㝙・ 㝚・ 㝛・ 㝜・ 㝝・ 㝞・ 㝟・ 㝠・ 㝡・ 㝢・ 㝣・ 㝤・ 㝥・ 㝦・ 㝧・ 㝨・ 㝩・ 㝪・ 㝫・ 㝬・ 㝭・ 㝮・ 㝯・ 㝰・ 㝱・ 㝲・ 㝳・ 㝴・ 㝵・ 㝶・ 㝷・ 㝸・ 㝹・ 㝺・ 㝻・ 㝼・ 㝽・ 㝾・ 㝿・ 㞀・ 㞁・ 㞂・ 㞃・ 㞄・ 㞅・ 㞆・ 㞇・ 㞈・ 㞉・ 㞊・ 㞋・ 㞌・ 㞍・ 㞎・ 㞏・ 㞐・ 㞑・ 㞒・ 㞓・ 㞔・ 㞕・ 㞖・ 㞗・ 㞘・ 㞙・ 㞚・ 㞛・ 㞜・ 㞝・ 㞞・ 㞟・ 㞠・ 㞡・ 㞢・ 㞣・ 㞤・ 㞥・ 㞦・ 㞧・ 㞨・ 㞩・ 㞪・ 㞫・ 㞬・ 㞭・ 㞮・ 㞯・ 㞰・ 㞱・ 㞲・ 㞳・ 㞴・ 㞵・ 㞶・ 㞷・ 㞸・ 㞹・ 㞺・ 㞻・ 㞼・ 㞽・ 㞾・ 㞿・ 㟀・ 㟁・ 㟂・ 㟃・ 㟄・ 㟅・ 㟆・ 㟇・ 㟈・ 㟉・ 㟊・ 㟋・ 㟌・ 㟍・ 㟎・ 㟏・ 㟐・ 㟑・ 㟒・ 㟓・ 㟔・ 㟕・ 㟖・ 㟗・ 㟘・ 㟙・ 㟚・ 㟛・ 㟜・ 㟝・ 㟞・ 㟟・ 㟠・ 㟡・ 㟢・ 㟣・ 㟤・ 㟥・ 㟦・ 㟧・ 㟨・ 㟩・ 㟪・ 㟫・ 㟬・ 㟭・ 㟮・ 㟯・ 㟰・ 㟱・ 㟲・ 㟳・ 㟴・ 㟵・ 㟶・ 㟷・ 㟸・ 㟹・ 㟺・ 㟻・ 㟼・ 㟽・ 㟾・ 㟿・ 㠀・ 㠁・ 㠂・ 㠃・ 㠄・ 㠅・ 㠆・ 㠇・ 㠈・ 㠉・ 㠊・ 㠋・ 㠌・ 㠍・ 㠎・ 㠏・ 㠐・ 㠑・ 㠒・ 㠓・ 㠔・ 㠕・ 㠖・ 㠗・ 㠘・ 㠙・ 㠚・ 㠛・ 㠜・ 㠝・ 㠞・ 㠟・ 㠠・ 㠡・ 㠢・ 㠣・ 㠤・ 㠥・ 㠦・ 㠧・ 㠨・ 㠩・ 㠪・ 㠫・ 㠬・ 㠭・ 㠮・ 㠯・ 㠰・ 㠱・ 㠲・ 㠳・ 㠴・ 㠵・ 㠶・ 㠷・ 㠸・ 㠹・ 㠺・ 㠻・ 㠼・ 㠽・ 㠾・ 㠿・ 㡀・ 㡁・ 㡂・ 㡃・ 㡄・ 㡅・ 㡆・ 㡇・ 㡈・ 㡉・ 㡊・ 㡋・ 㡌・ 㡍・ 㡎・ 㡏・ 㡐・ 㡑・ 㡒・ 㡓・ 㡔・ 㡕・ 㡖・ 㡗・ 㡘・ 㡙・ 㡚・ 㡛・ 㡜・ 㡝・ 㡞・ 㡟・ 㡠・ 㡡・ 㡢・ 㡣・ 㡤・ 㡥・ 㡦・ 㡧・ 㡨・ 㡩・ 㡪・ 㡫・ 㡬・ 㡭・ 㡮・ 㡯・ 㡰・ 㡱・ 㡲・ 㡳・ 㡴・ 㡵・ 㡶・ 㡷・ 㡸・ 㡹・ 㡺・ 㡻・ 㡼・ 㡽・ 㡾・ 㡿・ 㢀・ 㢁・ 㢂・ 㢃・ 㢄・ 㢅・ 㢆・ 㢇・ 㢈・ 㢉・ 㢊・ 㢋・ 㢌・ 㢍・ 㢎・ 㢏・ 㢐・ 㢑・ 㢒・ 㢓・ 㢔・ 㢕・ 㢖・ 㢗・ 㢘・ 㢙・ 㢚・ 㢛・ 㢜・ 㢝・ 㢞・ 㢟・ 㢠・ 㢡・ 㢢・ 㢣・ 㢤・ 㢥・ 㢦・ 㢧・ 㢨・ 㢩・ 㢪・ 㢫・ 㢬・ 㢭・ 㢮・ 㢯・ 㢰・ 㢱・ 㢲・ 㢳・ 㢴・ 㢵・ 㢶・ 㢷・ 㢸・ 㢹・ 㢺・ 㢻・ 㢼・ 㢽・ 㢾・ 㢿・ 㣀・ 㣁・ 㣂・ 㣃・ 㣄・ 㣅・ 㣆・ 㣇・ 㣈・ 㣉・ 㣊・ 㣋・ 㣌・ 㣍・ 㣎・ 㣏・ 㣐・ 㣑・ 㣒・ 㣓・ 㣔・ 㣕・ 㣖・ 㣗・ 㣘・ 㣙・ 㣚・ 㣛・ 㣜・ 㣝・ 㣞・ 㣟・ 㣠・ 㣡・ 㣢・ 㣣・ 㣤・ 㣥・ 㣦・ 㣧・ 㣨・ 㣩・ 㣪・ 㣫・ 㣬・ 㣭・ 㣮・ 㣯・ 㣰・ 㣱・ 㣲・ 㣳・ 㣴・ 㣵・ 㣶・ 㣷・ 㣸・ 㣹・ 㣺・ 㣻・ 㣼・ 㣽・ 㣾・ 㣿・ 㤀・ 㤁・ 㤂・ 㤃・ 㤄・ 㤅・ 㤆・ 㤇・ 㤈・ 㤉・ 㤊・ 㤋・ 㤌・ 㤍・ 㤎・ 㤏・ 㤐・ 㤑・ 㤒・ 㤓・ 㤔・ 㤕・ 㤖・ 㤗・ 㤘・ 㤙・ 㤚・ 㤛・ 㤜・ 㤝・ 㤞・ 㤟・ 㤠・ 㤡・ 㤢・ 㤣・ 㤤・ 㤥・ 㤦・ 㤧・ 㤨・ 㤩・ 㤪・ 㤫・ 㤬・ 㤭・ 㤮・ 㤯・ 㤰・ 㤱・ 㤲・ 㤳・ 㤴・ 㤵・ 㤶・ 㤷・ 㤸・ 㤹・ 㤺・ 㤻・ 㤼・ 㤽・ 㤾・ 㤿・ 㥀・ 㥁・ 㥂・ 㥃・ 㥄・ 㥅・ 㥆・ 㥇・ 㥈・ 㥉・ 㥊・ 㥋・ 㥌・ 㥍・ 㥎・ 㥏・ 㥐・ 㥑・ 㥒・ 㥓・ 㥔・ 㥕・ 㥖・ 㥗・ 㥘・ 㥙・ 㥚・ 㥛・ 㥜・ 㥝・ 㥞・ 㥟・ 㥠・ 㥡・ 㥢・ 㥣・ 㥤・ 㥥・ 㥦・ 㥧・ 㥨・ 㥩・ 㥪・ 㥫・ 㥬・ 㥭・ 㥮・ 㥯・ 㥰・ 㥱・ 㥲・ 㥳・ 㥴・ 㥵・ 㥶・ 㥷・ 㥸・ 㥹・ 㥺・ 㥻・ 㥼・ 㥽・ 㥾・ 㥿・ 㦀・ 㦁・ 㦂・ 㦃・ 㦄・ 㦅・ 㦆・ 㦇・ 㦈・ 㦉・ 㦊・ 㦋・ 㦌・ 㦍・ 㦎・ 㦏・ 㦐・ 㦑・ 㦒・ 㦓・ 㦔・ 㦕・ 㦖・ 㦗・ 㦘・ 㦙・ 㦚・ 㦛・ 㦜・ 㦝・ 㦞・ 㦟・ 㦠・ 㦡・ 㦢・ 㦣・ 㦤・ 㦥・ 㦦・ 㦧・ 㦨・ 㦩・ 㦪・ 㦫・ 㦬・ 㦭・ 㦮・ 㦯・ 㦰・ 㦱・ 㦲・ 㦳・ 㦴・ 㦵・ 㦶・ 㦷・ 㦸・ 㦹・ 㦺・ 㦻・ 㦼・ 㦽・ 㦾・ 㦿・ 㧀・ 㧁・ 㧂・ 㧃・ 㧄・ 㧅・ 㧆・ 㧇・ 㧈・ 㧉・ 㧊・ 㧋・ 㧌・ 㧍・ 㧎・ 㧏・ 㧐・ 㧑・ 㧒・ 㧓・ 㧔・ 㧕・ 㧖・ 㧗・ 㧘・ 㧙・ 㧚・ 㧛・ 㧜・ 㧝・ 㧞・ 㧟・ 㧠・ 㧡・ 㧢・ 㧣・ 㧤・ 㧥・ 㧦・ 㧧・ 㧨・ 㧩・ 㧪・ 㧫・ 㧬・ 㧭・ 㧮・ 㧯・ 㧰・ 㧱・ 㧲・ 㧳・ 㧴・ 㧵・ 㧶・ 㧷・ 㧸・ 㧹・ 㧺・ 㧻・ 㧼・ 㧽・ 㧾・ 㧿・ 㨀・ 㨁・ 㨂・ 㨃・ 㨄・ 㨅・ 㨆・ 㨇・ 㨈・ 㨉・ 㨊・ 㨋・ 㨌・ 㨍・ 㨎・ 㨏・ 㨐・ 㨑・ 㨒・ 㨓・ 㨔・ 㨕・ 㨖・ 㨗・ 㨘・ 㨙・ 㨚・ 㨛・ 㨜・ 㨝・ 㨞・ 㨟・ 㨠・ 㨡・ 㨢・ 㨣・ 㨤・ 㨥・ 㨦・ 㨧・ 㨨・ 㨩・ 㨪・ 㨫・ 㨬・ 㨭・ 㨮・ 㨯・ 㨰・ 㨱・ 㨲・ 㨳・ 㨴・ 㨵・ 㨶・ 㨷・ 㨸・ 㨹・ 㨺・ 㨻・ 㨼・ 㨽・ 㨾・ 㨿・ 㩀・ 㩁・ 㩂・ 㩃・ 㩄・ 㩅・ 㩆・ 㩇・ 㩈・ 㩉・ 㩊・ 㩋・ 㩌・ 㩍・ 㩎・ 㩏・ 㩐・ 㩑・ 㩒・ 㩓・ 㩔・ 㩕・ 㩖・ 㩗・ 㩘・ 㩙・ 㩚・ 㩛・ 㩜・ 㩝・ 㩞・ 㩟・ 㩠・ 㩡・ 㩢・ 㩣・ 㩤・ 㩥・ 㩦・ 㩧・ 㩨・ 㩩・ 㩪・ 㩫・ 㩬・ 㩭・ 㩮・ 㩯・ 㩰・ 㩱・ 㩲・ 㩳・ 㩴・ 㩵・ 㩶・ 㩷・ 㩸・ 㩹・ 㩺・ 㩻・ 㩼・ 㩽・ 㩾・ 㩿・ 㪀・ 㪁・ 㪂・ 㪃・ 㪄・ 㪅・ 㪆・ 㪇・ 㪈・ 㪉・ 㪊・ 㪋・ 㪌・ 㪍・ 㪎・ 㪏・ 㪐・ 㪑・ 㪒・ 㪓・ 㪔・ 㪕・ 㪖・ 㪗・ 㪘・ 㪙・ 㪚・ 㪛・ 㪜・ 㪝・ 㪞・ 㪟・ 㪠・ 㪡・ 㪢・ 㪣・ 㪤・ 㪥・ 㪦・ 㪧・ 㪨・ 㪩・ 㪪・ 㪫・ 㪬・ 㪭・ 㪮・ 㪯・ 㪰・ 㪱・ 㪲・ 㪳・ 㪴・ 㪵・ 㪶・ 㪷・ 㪸・ 㪹・ 㪺・ 㪻・ 㪼・ 㪽・ 㪾・ 㪿・ 㫀・ 㫁・ 㫂・ 㫃・ 㫄・ 㫅・ 㫆・ 㫇・ 㫈・ 㫉・ 㫊・ 㫋・ 㫌・ 㫍・ 㫎・ 㫏・ 㫐・ 㫑・ 㫒・ 㫓・ 㫔・ 㫕・ 㫖・ 㫗・ 㫘・ 㫙・ 㫚・ 㫛・ 㫜・ 㫝・ 㫞・ 㫟・ 㫠・ 㫡・ 㫢・ 㫣・ 㫤・ 㫥・ 㫦・ 㫧・ 㫨・ 㫩・ 㫪・ 㫫・ 㫬・ 㫭・ 㫮・ 㫯・ 㫰・ 㫱・ 㫲・ 㫳・ 㫴・ 㫵・ 㫶・ 㫷・ 㫸・ 㫹・ 㫺・ 㫻・ 㫼・ 㫽・ 㫾・ 㫿・ 㬀・ 㬁・ 㬂・ 㬃・ 㬄・ 㬅・ 㬆・ 㬇・ 㬈・ 㬉・ 㬊・ 㬋・ 㬌・ 㬍・ 㬎・ 㬏・ 㬐・ 㬑・ 㬒・ 㬓・ 㬔・ 㬕・ 㬖・ 㬗・ 㬘・ 㬙・ 㬚・ 㬛・ 㬜・ 㬝・ 㬞・ 㬟・ 㬠・ 㬡・ 㬢・ 㬣・ 㬤・ 㬥・ 㬦・ 㬧・ 㬨・ 㬩・ 㬪・ 㬫・ 㬬・ 㬭・ 㬮・ 㬯・ 㬰・ 㬱・ 㬲・ 㬳・ 㬴・ 㬵・ 㬶・ 㬷・ 㬸・ 㬹・ 㬺・ 㬻・ 㬼・ 㬽・ 㬾・ 㬿・ 㭀・ 㭁・ 㭂・ 㭃・ 㭄・ 㭅・ 㭆・ 㭇・ 㭈・ 㭉・ 㭊・ 㭋・ 㭌・ 㭍・ 㭎・ 㭏・ 㭐・ 㭑・ 㭒・ 㭓・ 㭔・ 㭕・ 㭖・ 㭗・ 㭘・ 㭙・ 㭚・ 㭛・ 㭜・ 㭝・ 㭞・ 㭟・ 㭠・ 㭡・ 㭢・ 㭣・ 㭤・ 㭥・ 㭦・ 㭧・ 㭨・ 㭩・ 㭪・ 㭫・ 㭬・ 㭭・ 㭮・ 㭯・ 㭰・ 㭱・ 㭲・ 㭳・ 㭴・ 㭵・ 㭶・ 㭷・ 㭸・ 㭹・ 㭺・ 㭻・ 㭼・ 㭽・ 㭾・ 㭿・ 㮀・ 㮁・ 㮂・ 㮃・ 㮄・ 㮅・ 㮆・ 㮇・ 㮈・ 㮉・ 㮊・ 㮋・ 㮌・ 㮍・ 㮎・ 㮏・ 㮐・ 㮑・ 㮒・ 㮓・ 㮔・ 㮕・ 㮖・ 㮗・ 㮘・ 㮙・ 㮚・ 㮛・ 㮜・ 㮝・ 㮞・ 㮟・ 㮠・ 㮡・ 㮢・ 㮣・ 㮤・ 㮥・ 㮦・ 㮧・ 㮨・ 㮩・ 㮪・ 㮫・ 㮬・ 㮭・ 㮮・ 㮯・ 㮰・ 㮱・ 㮲・ 㮳・ 㮴・ 㮵・ 㮶・ 㮷・ 㮸・ 㮹・ 㮺・ 㮻・ 㮼・ 㮽・ 㮾・ 㮿・ 㯀・ 㯁・ 㯂・ 㯃・ 㯄・ 㯅・ 㯆・ 㯇・ 㯈・ 㯉・ 㯊・ 㯋・ 㯌・ 㯍・ 㯎・ 㯏・ 㯐・ 㯑・ 㯒・ 㯓・ 㯔・ 㯕・ 㯖・ 㯗・ 㯘・ 㯙・ 㯚・ 㯛・ 㯜・ 㯝・ 㯞・ 㯟・ 㯠・ 㯡・ 㯢・ 㯣・ 㯤・ 㯥・ 㯦・ 㯧・ 㯨・ 㯩・ 㯪・ 㯫・ 㯬・ 㯭・ 㯮・ 㯯・ 㯰・ 㯱・ 㯲・ 㯳・ 㯴・ 㯵・ 㯶・ 㯷・ 㯸・ 㯹・ 㯺・ 㯻・ 㯼・ 㯽・ 㯾・ 㯿・ 㰀・ 㰁・ 㰂・ 㰃・ 㰄・ 㰅・ 㰆・ 㰇・ 㰈・ 㰉・ 㰊・ 㰋・ 㰌・ 㰍・ 㰎・ 㰏・ 㰐・ 㰑・ 㰒・ 㰓・ 㰔・ 㰕・ 㰖・ 㰗・ 㰘・ 㰙・ 㰚・ 㰛・ 㰜・ 㰝・

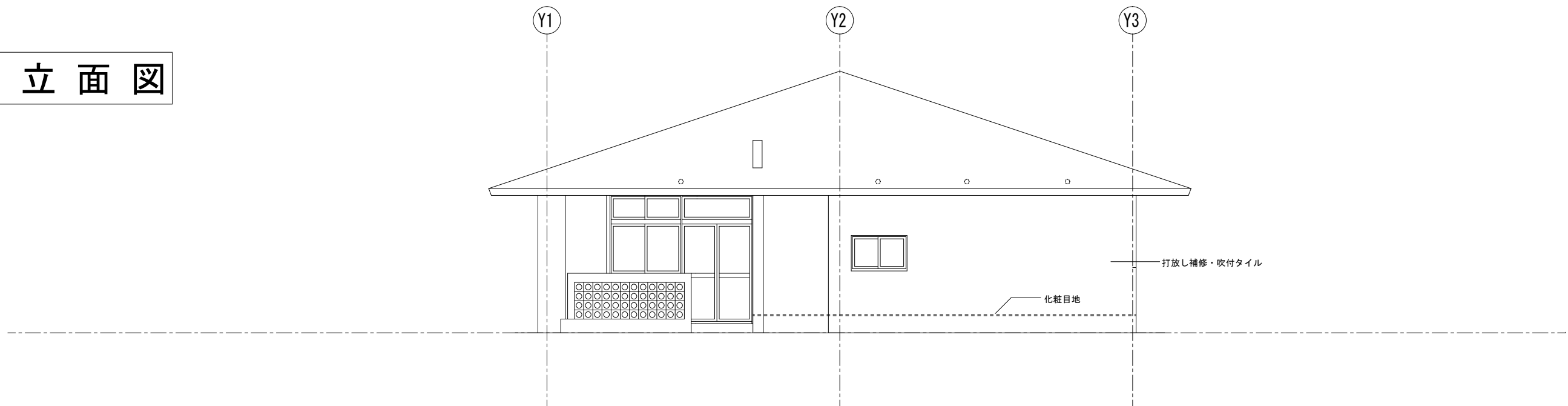




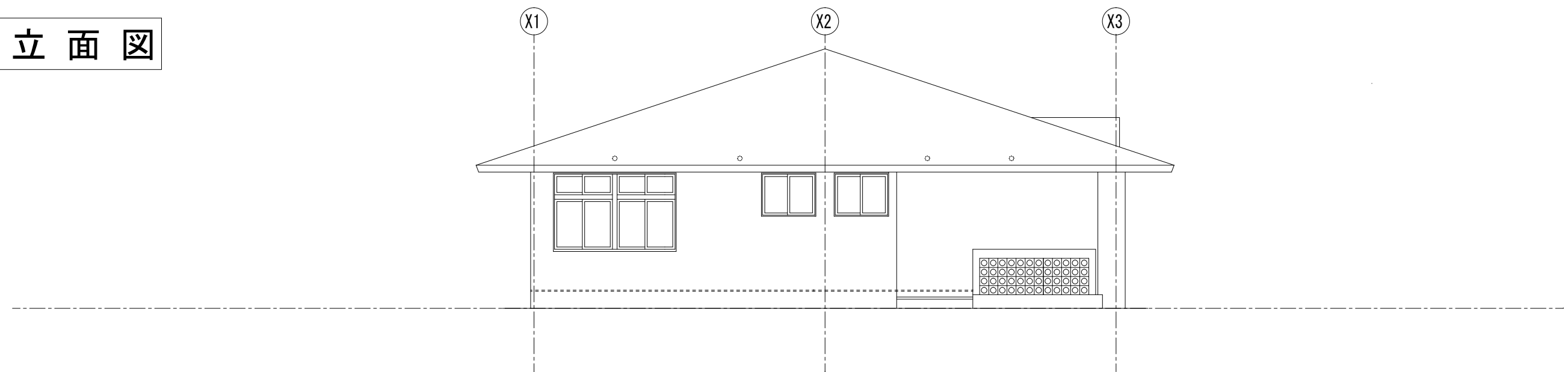
南立面図



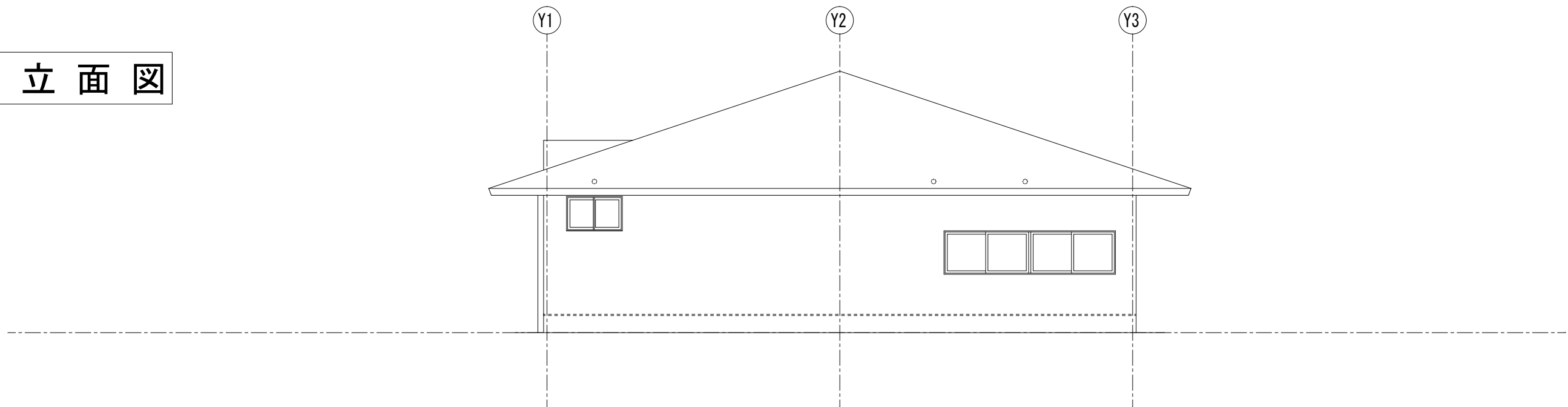
北立面図

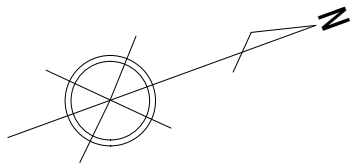


東 立 面 図



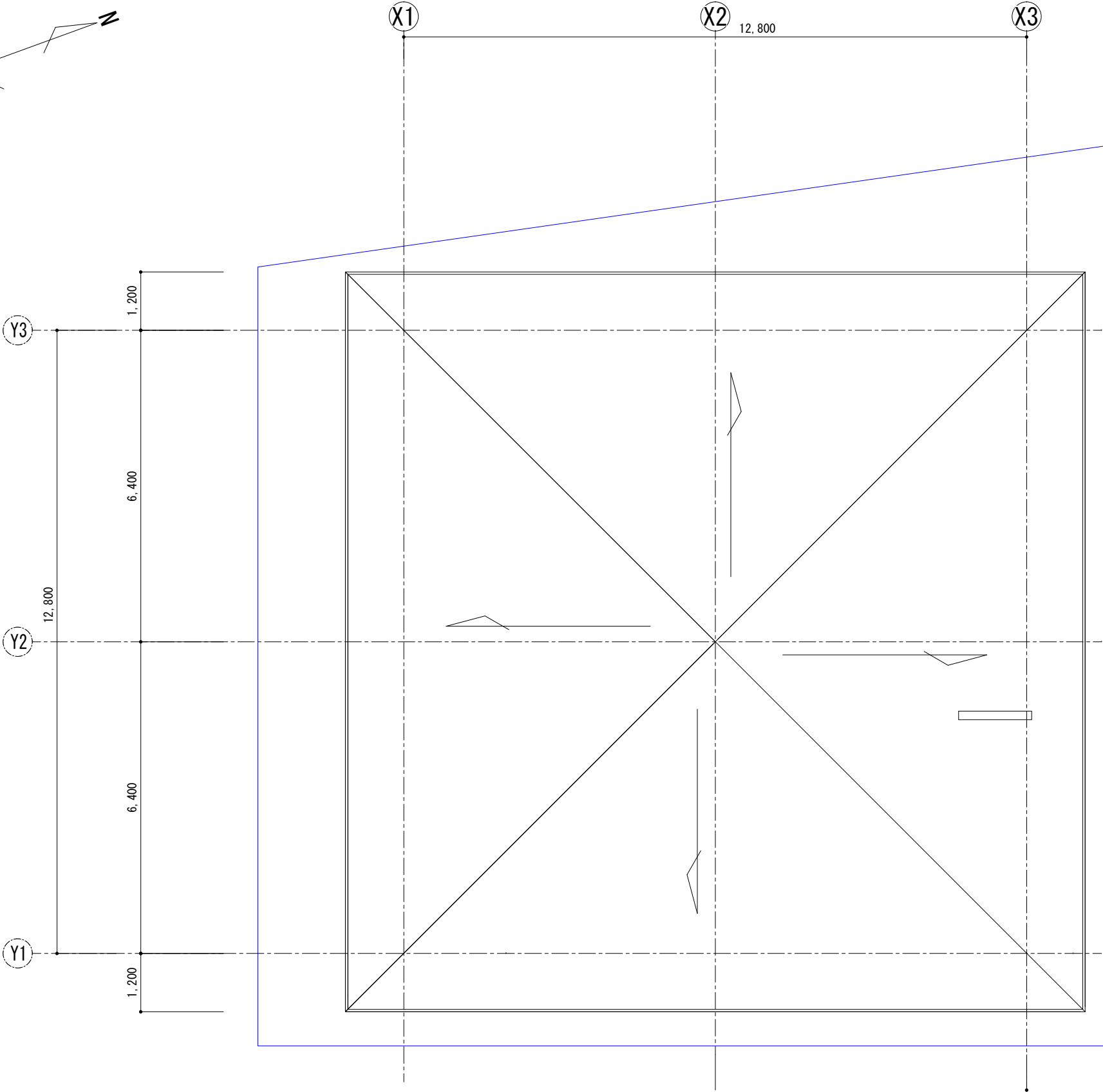
西 立 面 図





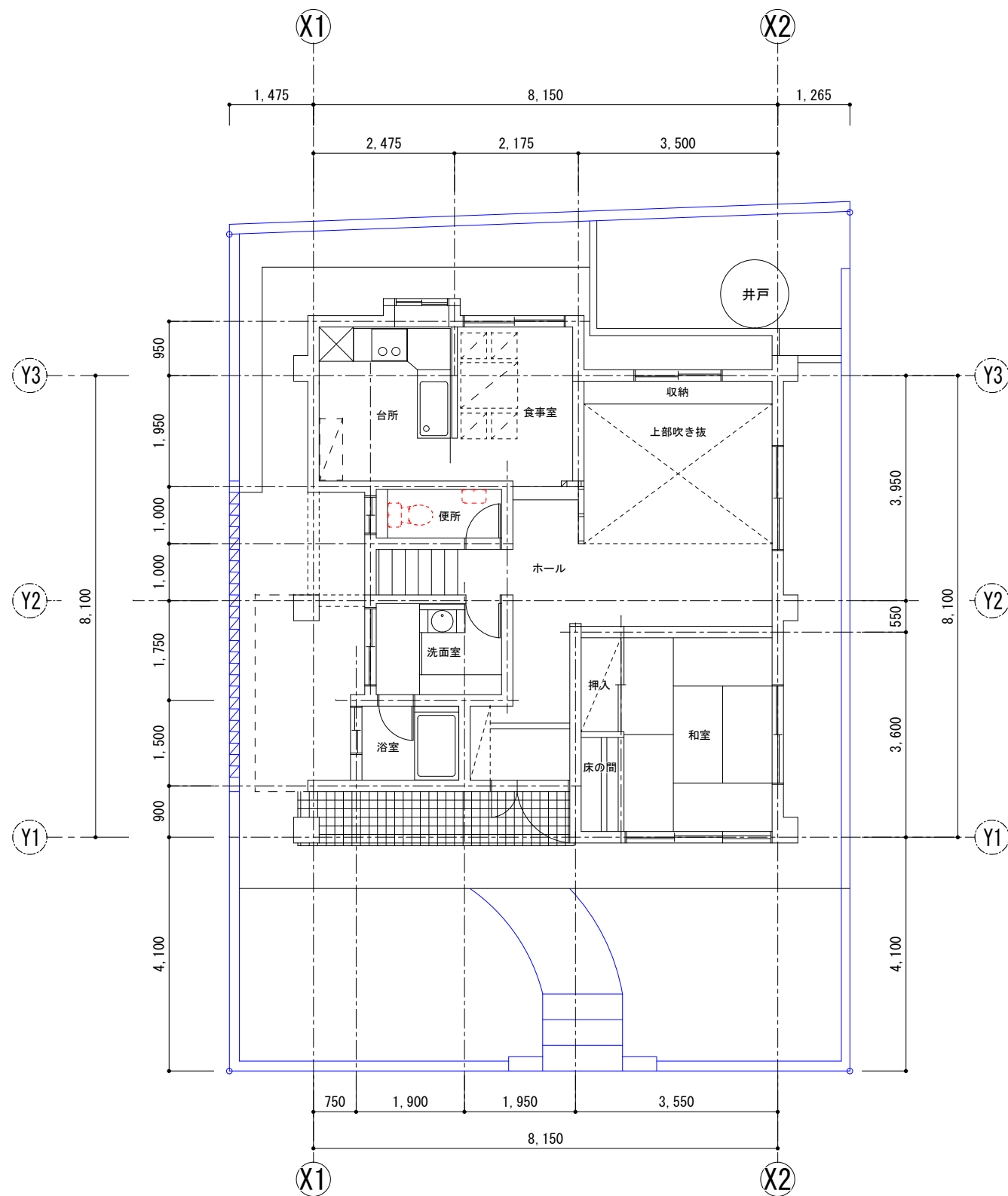
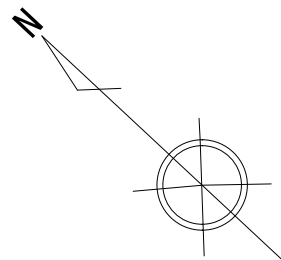
隣接地に面する足場について
現況を確認の上、発注者と協議を行い隣接地住人に迷惑がかからないように設置する事。

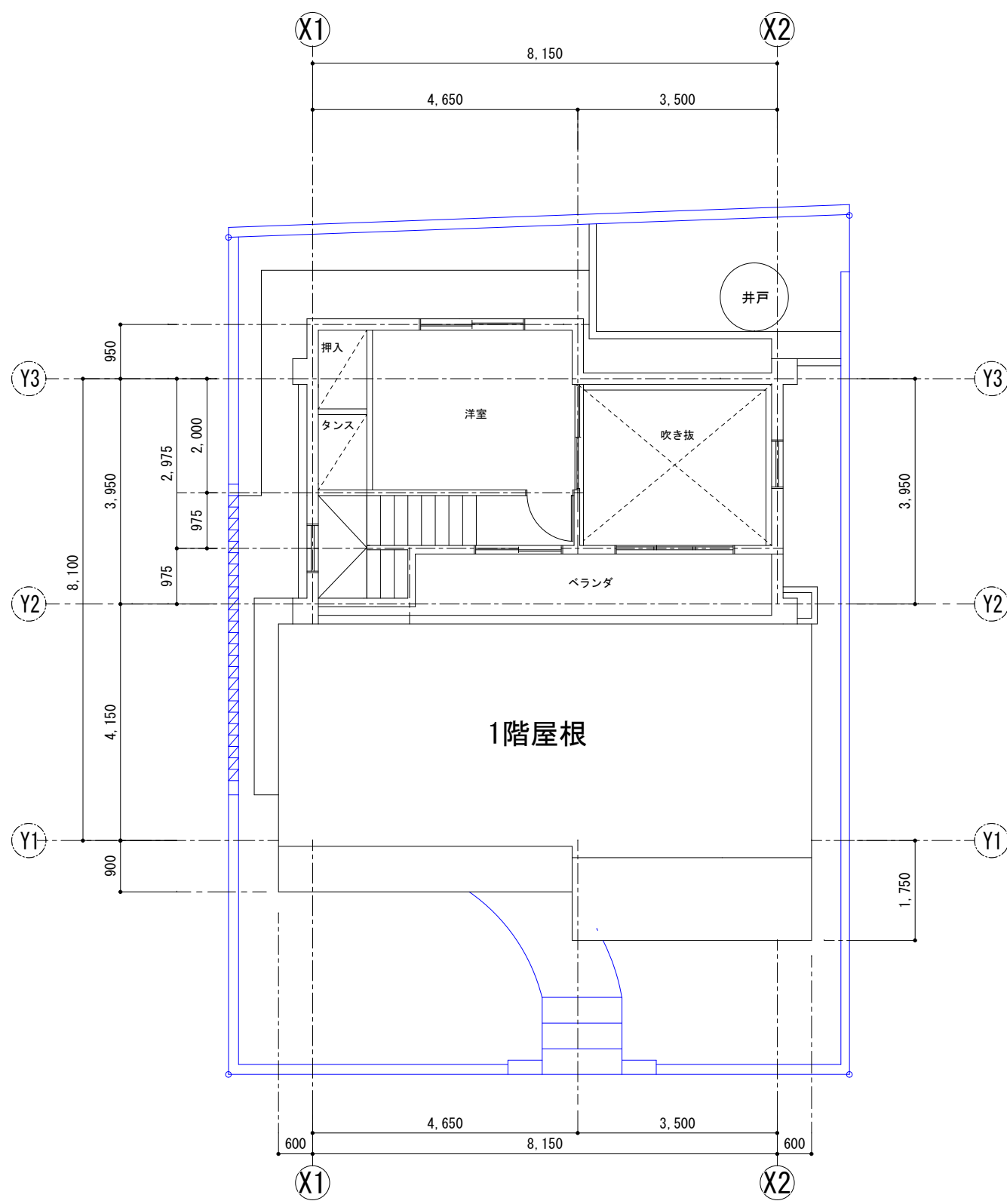
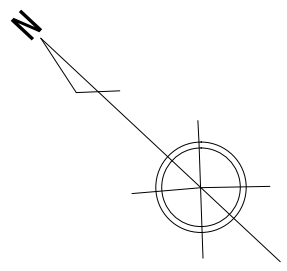
足場関連材料
単管本足場
養生シート・防災Ⅰ類



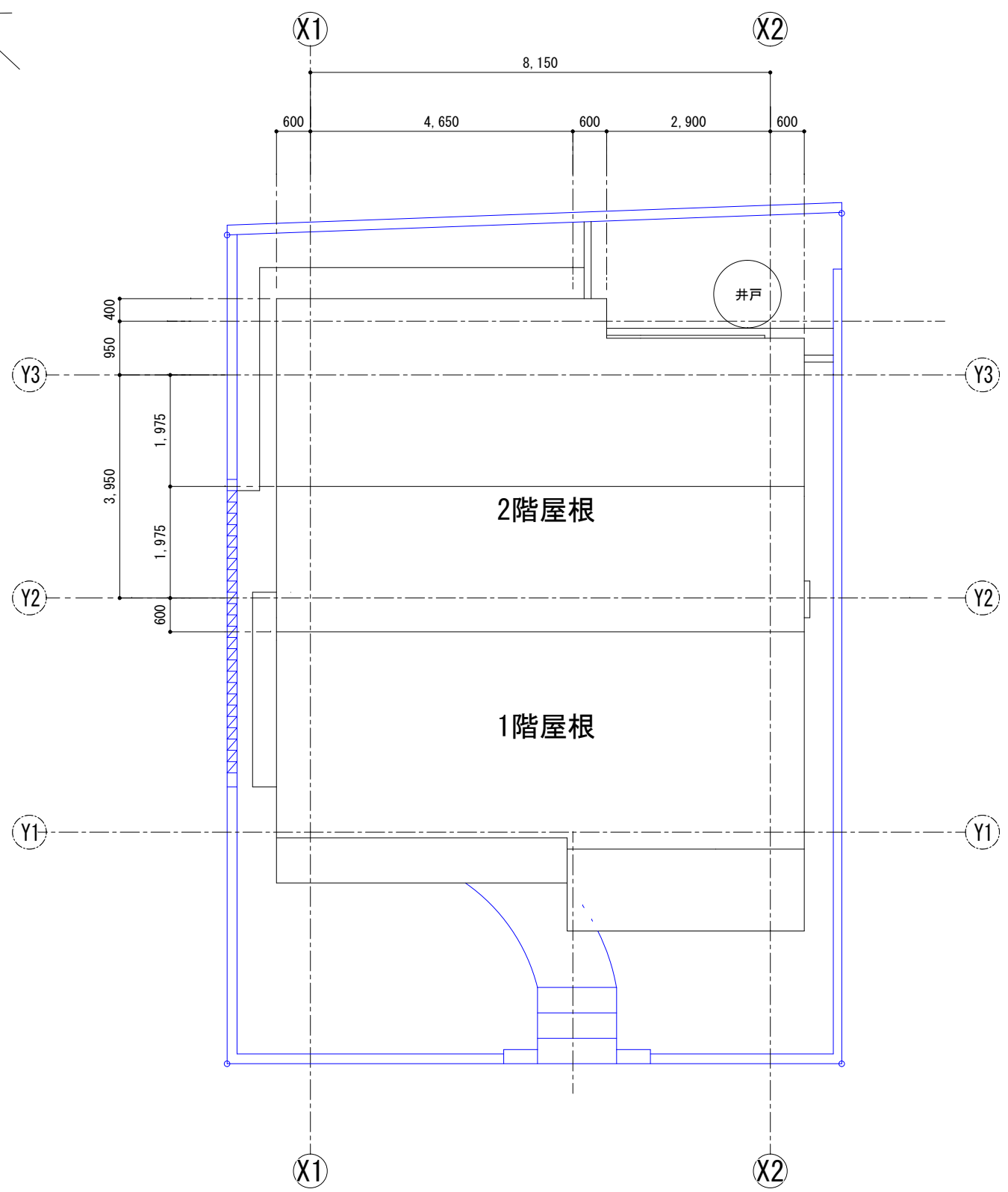
道路に面する足場について
現況を確認の上、必要に応じて所轄行政庁に道路占有などの許可を得る事。

- 特記事項
- 仮設足場設置前に関係者立ち会いのもと現況確認を行う事。
 - 仮設足場設置前の立会者は発注者、隣接者、施工者、その他協議による。
 - 現況の樹木の状態及び工作物の状態を記録に残す事。
 - 仮設足場撤去時にも関係者立ち会いのもと撤去確認を行う事。
 - 撤去確認の立会者は上記2.の関係者とする。
 - 敷地内及び隣接地の植栽や工作物に損害を与えた場合は復旧する事。
 - 道路に損害を与えた場合は復旧する事。



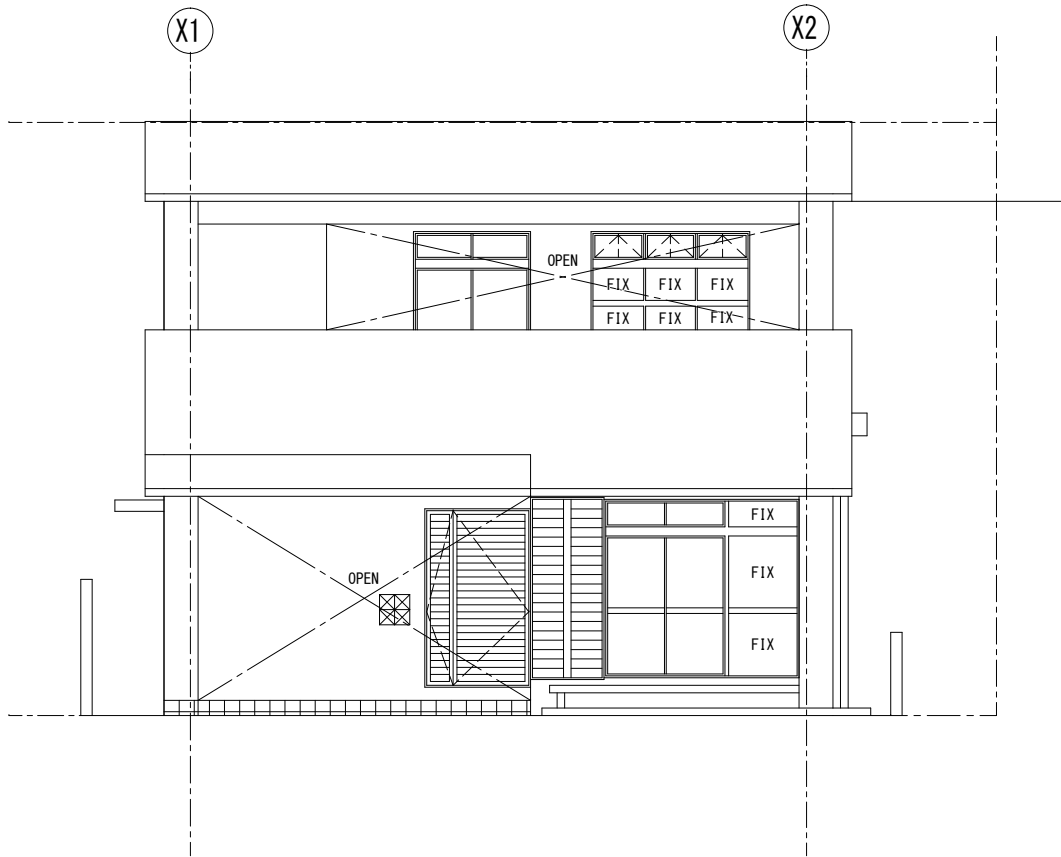


1 階 平 面 図

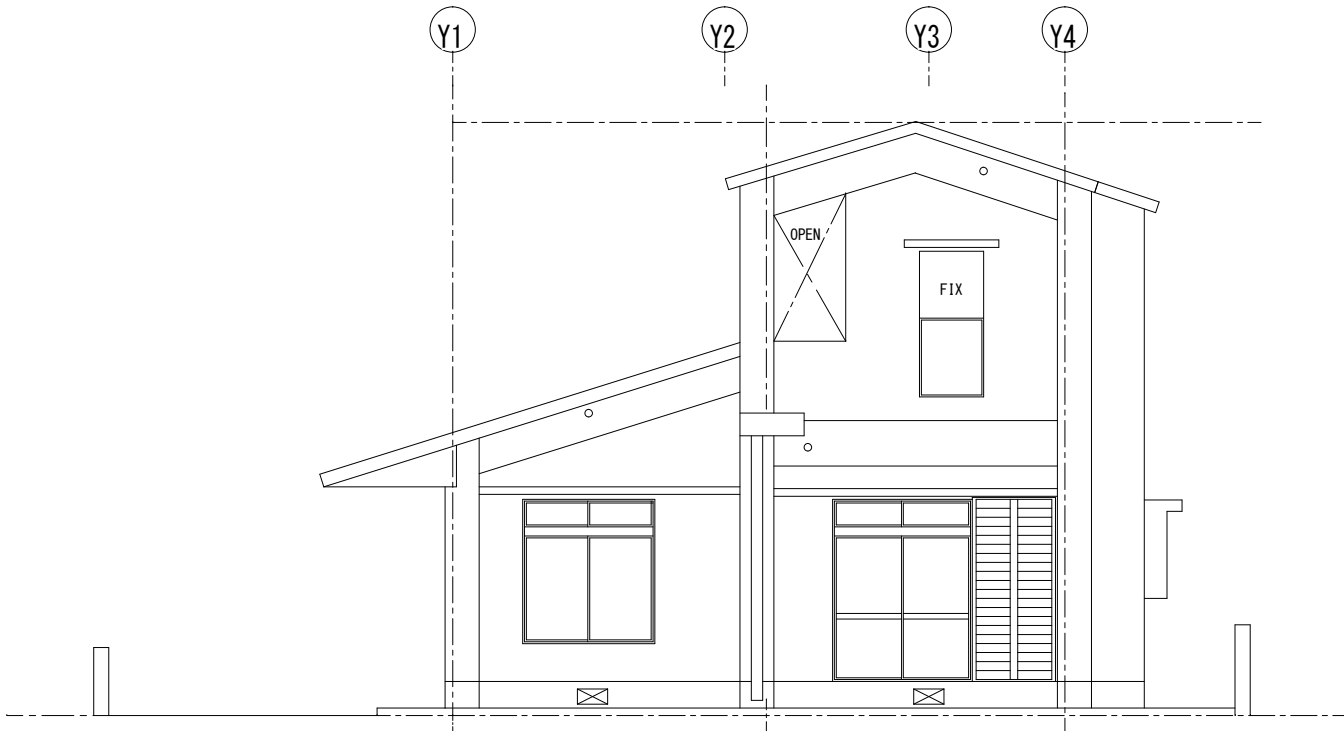


屋 根 伏 図

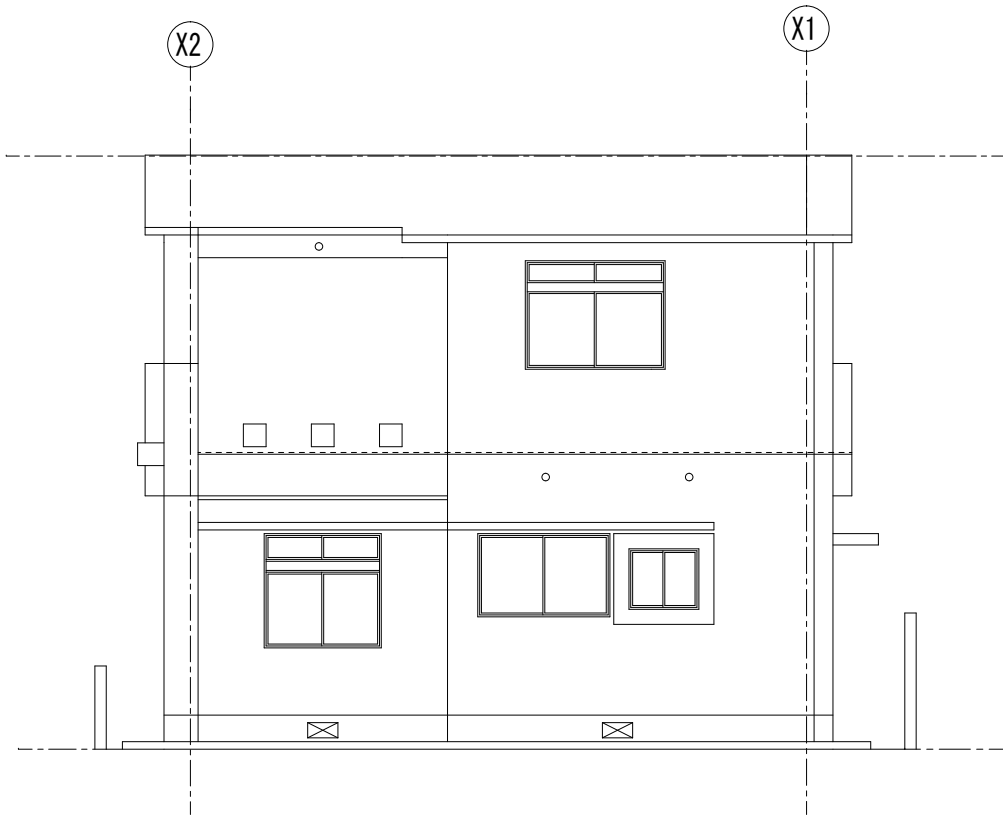
南 立 面 図



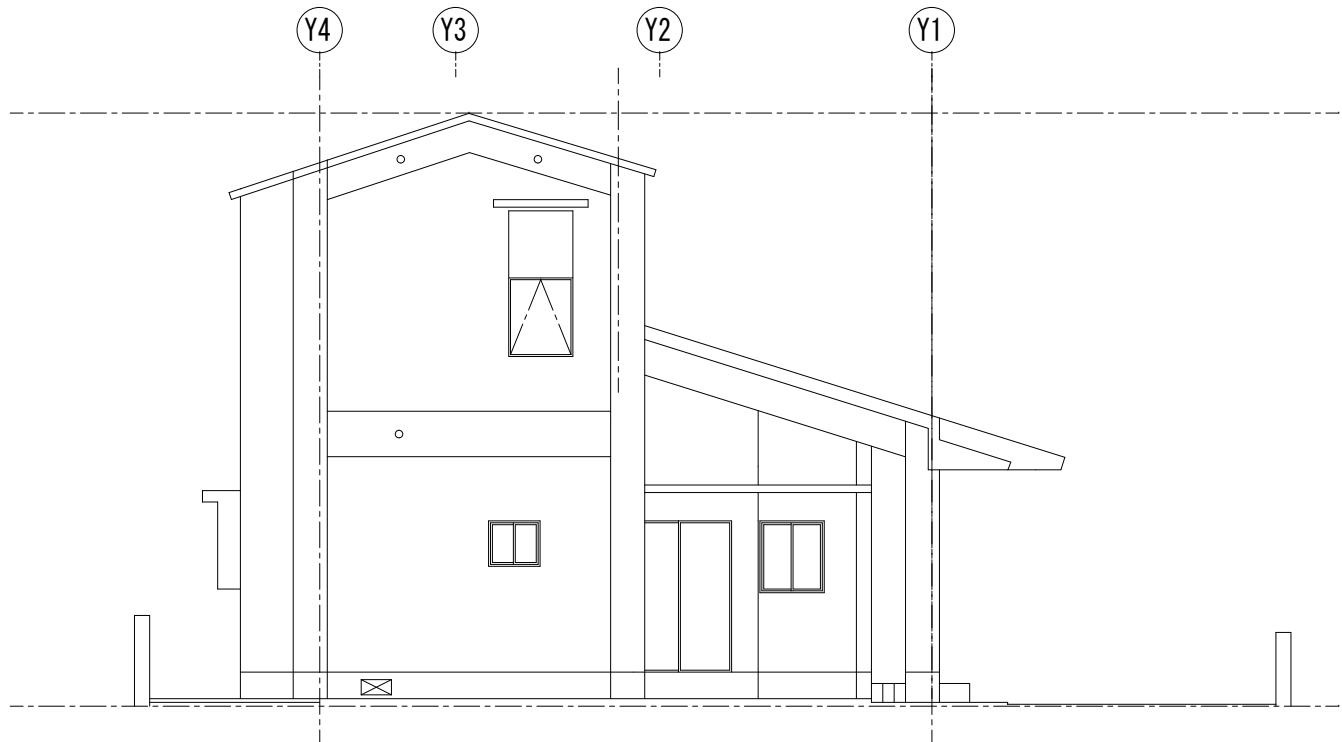
東 立 面 図

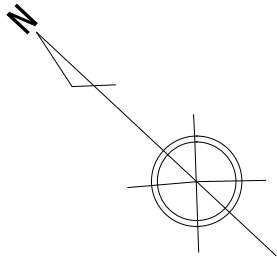


北 立 面 図

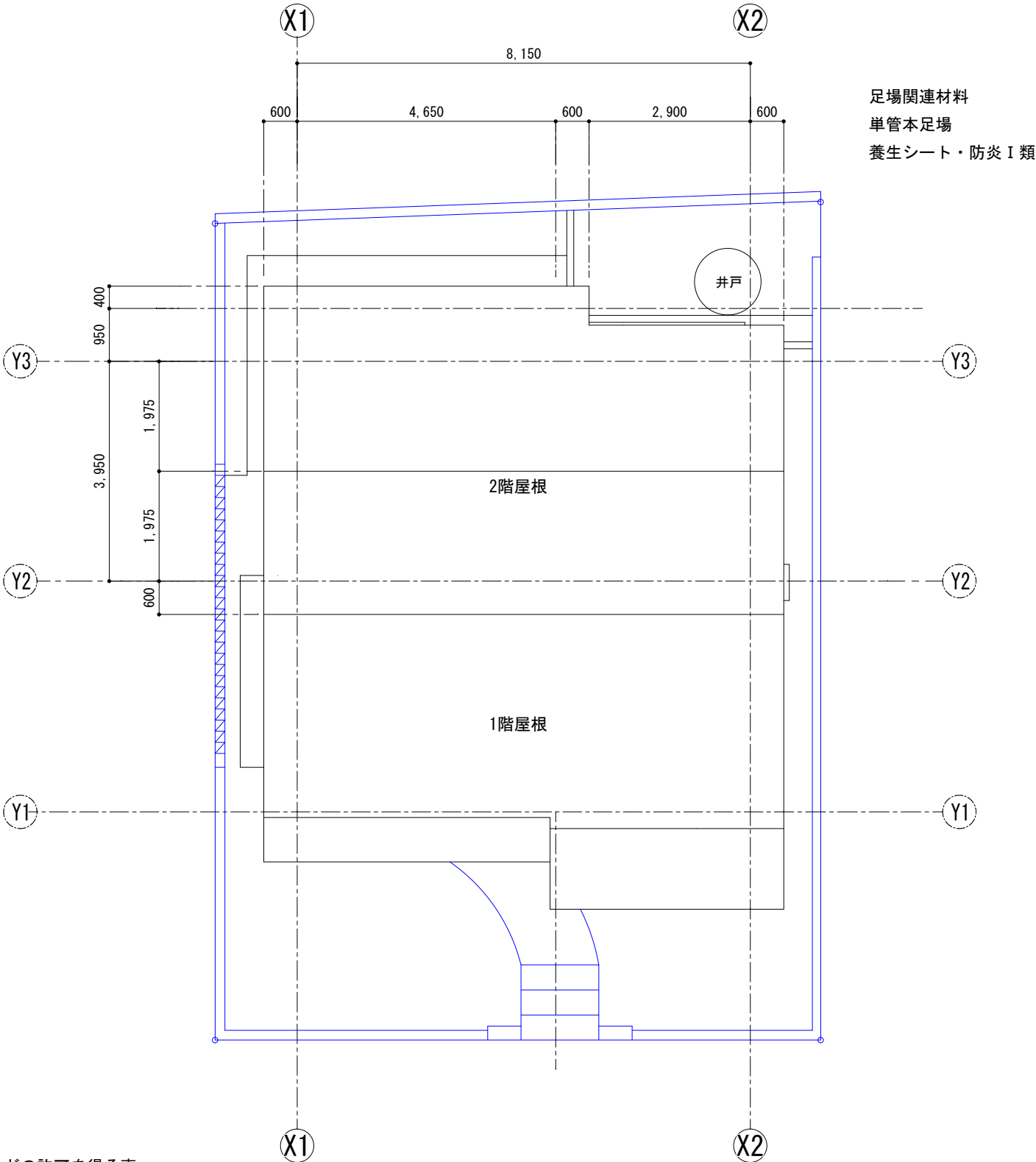


西 立 面 図





隣接地に面する足場について
現況を確認の上、発注者と協議を行い隣接地住人に迷惑がかからないように設置する事。



道路に面する足場について
現況を確認の上、必要に応じて所轄行政庁に道路占有などの許可を得る事。

- 特記事項
1. 仮設足場設置前に関係者立ち会いのもと現況確認を行う事。
 2. 仮設足場設置前の立会者は発注者、隣接者、施工者、その他協議による。
 3. 現況の樹木の状態及び工作物の状態を記録に残す事。
 4. 仮設足場撤去時にも関係者立ち会いのもと撤去確認を行う事。
 5. 撤去確認の立会者は上記2. の関係者とする。
 6. 敷地内及び隣接地の植栽や工作物に損害を与えた場合は復旧する事。
 7. 道路に損害を与えた場合は復旧する事。